

社援基発 1018 第 1 号
令和 4 年 10 月 18 日

都道府県
各 市 民生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

「社会福祉法人による海外事業の実施等について」の一部改正について

社会福祉法人が海外で行うことのできる事業等や社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受け入れ等の取扱いについては、「社会福祉法人による海外事業の実施等について」（平成 30 年 7 月 2 日付け社援基発 0702 第 1 号）によりお示ししているところですが、今般、本通知を別紙新旧対照表のとおり改正することといたしましたので、御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものです。

【新旧対照表】社会福祉法人による海外事業の実施等について

別紙

改正後	現行
<p>社援基発 0702 第 1 号 平成 30 年 7 月 2 日 <u>(最終改正：令和 4 年 10 月 18 日)</u></p> <p>都道府県 各 <u>市</u> 民生主管部 (局) 長 殿 <u>特別区</u></p> <p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 (公印省略)</p> <p>社会福祉法人による海外事業の実施等について</p> <p>技能実習制度における介護職種の追加や、我が国の介護福祉士資格を有する外国人を対象とした「介護」の在留資格の創設に伴い、介護職種の技能実習生や在留資格を持つ外国人介護福祉士等の介護分野の外国人の受入れを円滑に行うための取組が開始されるなど、昨今、社会福祉法人が、新たに海外の機関・法人と連携して事業や取組を行う契機が生じているところです。</p> <p>こうした状況を踏まえ、今般、現状の社会福祉法人制度に照らして、社会福祉法人が海外で行うことのできる事業等については別紙 1、社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等については別紙 2 のとおりとりまとめましたので、各都道府県、<u>市及び特別区</u>におかれては、本通知の内容等を御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきたいと思います。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市 (特別区を含む。) が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。</p> <p>また、本通知の施行により、「社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等</p>	<p>社援基発 0702 第 1 号 平成 30 年 7 月 2 日</p> <p>都道府県 各 <u>指定都市</u> 民生主管部 (局) 長 殿 <u>中核市</u></p> <p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 (公印省略)</p> <p>社会福祉法人による海外事業の実施等について</p> <p>技能実習制度における介護職種の追加や、我が国の介護福祉士資格を有する外国人を対象とした「介護」の在留資格の創設に伴い、介護職種の技能実習生や在留資格を持つ外国人介護福祉士等の介護分野の外国人の受入れを円滑に行うための取組が開始されるなど、昨今、社会福祉法人が、新たに海外の機関・法人と連携して事業や取組を行う契機が生じているところです。</p> <p>こうした状況を踏まえ、今般、現状の社会福祉法人制度に照らして、社会福祉法人が海外で行うことのできる事業等については別紙 1、社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等については別紙 2 のとおりとりまとめましたので、各都道府県、<u>指定都市及び中核市</u>におかれては、本通知の内容等を御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、<u>都道府県におかれましては、貴管内の市 (指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)</u>に対して周知いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市 (特別区を含む。) が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。</p>

<p>について」(平成29年9月29日社援基発0929第1号当職通知)は廃止します。</p> <p>別紙1 社会福祉法人が海外で行うことができる事業等について</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 海外事業等の実施に関する留意事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 計算書類及び現況報告書の作成</p> <p>海外事業に係る法人の計算書類の作成については、国内事業と拠点区分を分け、当該事業に係る会計処理を行うことが必要であること。</p> <p>なお、外貨建の資産及び負債については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱い」(平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)の13に従い、決算時の為替レートで換算する必要があること。その他、期中の取引等については、企業会計で適用されている外貨建取引等会計処理基準(昭和54年6月26日企業会計審議会)及び同実務指針(平成8年9月3日日本公認会計士協会)などを参考に、適切な会計処理を行う必要があること。</p> <p>また、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」(平成29年3月29日付け雇児発0329第6号、社援発0329第48号、老発0329第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別紙1「現況報告書」1.1.前会計年度における事業等の概要-(4)備考に、前年度に実施した海外事業(再掲を含む。)について、海外事業である旨を明示した上で、事業名、事業内容及び実施国を記載すること。</p> <p>4 (略)</p>	<p>また、本通知の施行により、「社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等について」(平成29年9月29日社援基発0929第1号当職通知)は廃止します。</p> <p>別紙1 社会福祉法人が海外で行うことができる事業等について</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 海外事業等の実施に関する留意事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 計算書類の作成</p> <p>海外事業に係る法人の計算書類の作成については、国内事業と拠点区分を分け、当該事業に係る会計処理を行うことが必要であること。</p> <p>なお、外貨建の資産及び負債については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱い」(平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)の13に従い、決算時の為替レートで換算する必要があること。その他、期中の取引等については、企業会計で適用されている外貨建取引等会計処理基準(昭和54年6月26日企業会計審議会)及び同実務指針(平成8年9月3日日本公認会計士協会)などを参考に、適切な会計処理を行う必要があること。</p> <p>4 (略)</p>
---	--

<p>別紙2 社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等について</p> <p>第1 法人が運営する施設等における介護職種の技能実習生の受入れについて</p> <p>1 (略)</p> <p>2 費用等の支弁 介護職種の技能実習生の受け入れのための監理団体（以下「監理団体」という。） へ、社会福祉法人が支払う費用等の支弁の取扱いは、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 監理団体の許可を得る目的のために<u>新たに一般社団法人等</u>の法人を設立する 場合、登記等の手続のための初度経費（登記等の手続に要する実費に限る。）に ついては、<u>当該</u>監理団体の会員等となる社会福祉法人から、設立中の<u>当該</u>法人に 対して一時的な貸付けを行うことはできないこと。なお、当該貸付については、た とえ少額であったとしても社会福祉法人が貸付金債権を保有し続けることは適 当ではないため、設立中の<u>当該</u>法人に償還計画を策定させる等、返済の見通しを 明らかにしておくこと。</p> <p>(3) 監理団体を運営する法人に対する対価性を有しない支出のうち、介護職種の 技能実習生を受け入れる前提として支払う必要がある支出（例えば、年会費等） は認められるものであること。</p> <p>なお、社会福祉法人が他法人へ出資をすることは制限されているが、監理団 体が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2の事業協同組 合の形態で運営される場合で、かつ法人が介護職種の技能実習生を受け入れる 前提として組合員となる必要がある場合には、同法第10条第1項の出資 を行うことは、例外的に認められるものであること。また、監理団体の許可を 得る目的のために新規に事業協同組合を設立する場合は同項の出資についても 同様であること。</p> <p>(4) 略</p> <p>3、4 略</p> <p>第2 法人が運営する施設等における在留資格を持つ外国人介護福祉士の受入れについ</p>	<p>別紙2 社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等について</p> <p>第1 法人が運営する施設等における介護職種の技能実習生の受入れについて</p> <p>1 (略)</p> <p>2 費用等の支弁 介護職種の技能実習生の受け入れのための監理団体（以下「監理団体」という。） へ、社会福祉法人が支払う費用等の支弁の取扱いは、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 監理団体の許可を得る目的のために法人を設立する場合、登記等の手続のた めの初度経費（登記等の手続に要する実費に限る。）については、監理団体の 会員等となる社会福祉法人から、設立中の法人に対して一時的な貸付けを行う ことはできること。なお、当該貸付については、たとえ少額であったとしても 社会福祉法人が貸付金債権を保有し続けることは適当ではないため、設立中の 法人に償還計画を策定させる等、返済の見通しを明らかにしておくこと。</p> <p>(3) 監理団体を運営する法人に対する対価性を有しない支出のうち、介護職種の 技能実習生を受け入れる前提として支払う必要がある支出（例えば、年会費等） は認められるものであること。</p> <p>なお、社会福祉法人が他法人へ出資をすることは制限されているが、監理団 体が中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2の事業協同組合 の形態で運営される場合で、かつ法人が介護職種の技能実習生を受け入れる前 提として組合員となる必要がある場合には、同法第10条第1項の出資を 行うことは、例外的に認められるものであること。また、監理団体の許可を得 る目的のために新規に事業協同組合を設立する場合は同項の出資についても同 様であること。</p> <p>(4) 略</p> <p>3、4 略</p> <p>第2 法人が運営する施設等における在留資格を持つ外国人介護福祉士の受入れについ て</p>
---	---

て

1、2 略

1、2 略

第3 法人が運営する施設等における介護分野の特定技能外国人の受入れについて

1 基準等の遵守等

特定技能の在留資格に係る制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することを目的とするものである。

法人が運営する施設等において介護分野の特定技能外国人の受入れを行う際には、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」（平成31年厚生労働省告示第66号）及び「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について」（平成31年3月29日社援発0329第18号、障発0329第17号、老発0329第5号厚生労働省社会・援護局長・障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等の関係法令等を遵守すること。

2 費用等の支弁

介護分野の特定技能外国人の受け入れのための登録支援機関（以下「登録支援機関」という。）へ、社会福祉法人が支払う費用等の支弁の取扱いについては、以下のとおりとする。

（1）法人が、介護分野の特定技能外国人を受け入れるに当たり、特定技能所属機関として1号特定技能外国人支援計画等の実施を委託すること等に伴い必要な費用を支払うことは認められるものであること。

（2）登録支援機関の登録を受ける目的のために新たに一般社団法人等の法人を設立する場合、登記等の手続のための初度経費（登記等の手続に要する実費に限る。）については、当該登録支援機関の会員等となる社会福祉法人から、設立中の当該法人に対して一時的な貸付けを行うことはできないこと。なお、当該貸付について

新設

は、たとえ少額であったとしても社会福祉法人が貸付金債権を保有し続けることは適当ではないため、設立中の当該法人に償還計画を策定させる等、返済の見通しを明らかにしておくこと。

(3) 登録支援機関を運営する法人等に対する対価性を有しない支出のうち、介護分野の特定技能外国人を受け入れる前提として支払う必要がある支出（例えば、年会費等）は認められるものであること。

なお、社会福祉法人が他法人等へ出資をすることは制限されているが、登録支援機関が中小企業等協同組合法第9条の2の事業協同組合の形態で運営される場合で、かつ法人が介護分野の特定技能外国人を受け入れる前提として組合員となる必要がある場合には、同法第10条第1項の出資を行うことは、例外的に認められるものであること。また、登録支援機関の登録を受ける目的のために新規に事業協同組合を設立する場合の同項の出資についても同様であること。

(4) 登録支援機関を運営する法人等に対する対価性を有しない支出のうち、(3)以外の支出（例えば、いわゆる出資や、財産の拠出や寄附、初度経費以外の貸付など）は認められないこと。

3 送出国における介護分野の特定技能外国人候補者に対する支援等

法人が、介護分野の特定技能外国人の受入れを円滑に進めるため、送出機関等と連携し、研修事業の委託や、講師の派遣等を通じて、介護分野の特定技能外国人候補者の送り出しへの支援等を行うことも考えられる。こうした支援等は、認可通知第1の2(2)ケに規定する人材育成事業として、法人が行う公益事業の一つとして考えられる。

このため、定款において人材育成事業を事業として規定していない法人が、こうした支援等を行うには、新たに同事業を加える定款変更の手続が必要となるので留意すること。

また、事業の実施に当たっては、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであることや、当該法人の行う社会福祉事業に対して従たる地位にあることが必要である等、認可通知等に規定する公益事業の条件を遵守する必要があること。

加えて、送出機関等への出資等については、法人が行う事業から生じた収益を法人外へ拠出することができないとされていることから想定されないものであること。